

## ●中皇命の伊勢行幸記事の持統紀への盗用について

川瀬健一

はじめに：

「書紀天武紀・持統紀の宮関係記事の精査」を公表したところ、上城さんと大下さんから多くのご批判を頂いた。

中城さんからの批判の一つは、持統紀六年の伊勢行幸記事は、七世紀の九州王朝天子である中皇命の伊勢行幸記事の盗用であるとの指摘であった。

根拠は古田さんの著書『古代史の十字路 万葉批判』の第10章「万葉集の深淵」＜特論1＞朱鳥日本紀の証言の論証である。

たしかにこの論証と比べてみると（そして万葉集第44歌の原注に引用された「日本紀」記事とも）、持統紀のこの記事は、「日本紀」の中皇命の伊勢行幸記事の盗用である。

しかし古田さんの論証にもいくつか誤りがある。

一つは中皇命の時代。七世紀中ごろ舒明期の人で、伊勢行幸は白村江前としたが、「日本紀」通りに朱鳥六年とすべき。

二つは、この九州王朝天子は九州に戻ったと古田さんはするが、そうではなく持統の居た都、天武の作った難波宮か飛鳥岡本宮とすべきである。

### 1：伊勢行幸記事を精査する

まず、書紀持統紀の伊勢行幸記事原文を示す。

六年春正月丁卯朔庚午、増封皇子高市二千戸、通前五千戸。癸酉、饗公卿等、仍賜衣裳。戊寅、天皇觀新益京路。壬午、饗公卿以下至初位以上。癸巳、天皇幸高宮。甲午、天皇自高宮。二月丁酉朔丁未、詔諸官曰、當以三月三日將幸伊勢、宜知此意備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏・道基、銀人廿兩。乙卯、詔刑部省、赦輕繫。是日、中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言諫爭天皇、欲幸伊勢妨於農時。

三月丙寅朔戊辰、以淨廣肆廣瀬王・直廣參當摩真人智德・直廣肆紀朝臣弓張等、爲留守官。於是、中納言大三輪朝臣高市麻呂、脱其冠位、擊上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動。辛未、天皇不從諫、遂幸伊勢。壬午、賜所過神郡及伊賀・伊勢・志摩國造等冠位、并免今年調役、復免供奉騎士・諸司荷丁・造行宮丁今年調役。大赦天下、但盜賊不在赦例。甲申、賜所過志摩百姓男女年八十以上、稻人五十束。乙酉、車駕還宮。每所到行、輒會郡縣吏民、務勞賜作樂。甲午、詔免近江・美濃・尾張・參河・遠江等國供奉騎士戸及諸國荷

丁・造行宮丁今年調役。詔令天下百姓、困乏窮者稻、男三束女二束。

夏四月丙申朔丁酉、贈大伴宿禰友國直大貳、并賜賻物。庚子、除四畿内百姓爲荷丁者今年調役。甲寅、遣使者祀廣瀨大忌神與龍田風神。丙辰、賜有位親王以下至進廣肆、難波大藏、各有差。庚申、詔曰、凡繫囚見徒、一皆原散。

五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進贄者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麻呂等、兄弟三戸、服十年調役・雜徭。復免挾抄八人、今年調役。

次に万葉集卷1の第40歌から44歌の原注を示す。

[左注] (右日本紀曰 朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰淨<廣>肆廣瀨王等爲留守官 於是中納言三輪朝臣高市麻呂脱其冠位E上於朝重諫曰 農作之前車駕未可以動 辛未天皇不從諫 遂幸伊勢 五月乙丑朔庚午御阿胡行宮)

二つの記事を比べてみると、書紀原文の二つ目の章段、「三月丙寅朔戊辰、以淨廣肆廣瀨王」と、三つ目の章段、「五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時」とが、万葉集原注に引かれた「日本紀」記事に対応したものであることがわかる。そして書紀原文の一つ目の章段は、この伊勢行幸が計画された二月の時点ですでに、三輪朝臣高市麻呂がこの行幸を批判していたことを示すものである。おそらくこの箇所も「日本紀」からの盗用に違いない。

書紀原文を「日本紀」の文と比較してみると、明らかにこれは盗用されたものである。

そしてその盗用の仕方もすぐにわかる。

留守官を増やしてあとはそのまま盗用。ただしこのすぐ後に、「乙酉、車駕還宮。」と入れて持統は車駕で「飛鳥」から「伊勢」に行幸してすぐ戻ったと偽造した。その上さらに、「五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進贄者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麻呂等、兄弟三戸、服十年調役・雜徭。復免挾抄八人、今年調役。」と、本来の伊勢到着日である「五月乙丑朔庚午」を贄を奉ったものへの報償日にすり替えた。

この古田さんの論証は正しい。

したがって以上の持統の伊勢行幸記事は、万葉集44歌の原注に引用された「日本紀」に記述された朱鳥六年の伊勢行幸記事の換骨奪胎しての盗用記事であることは明白である。

そして最初の章段に記された伊勢行幸を發表した詔にも主語は書かれていないし、三つ目の章段の「御阿胡行宮時」と伊勢に出御した際にも主語は省略されている。この記事は全体として天皇の行動であるが「天皇」との主語を省略しているので、明らかに九州王朝天子の行動であると読み取れるが、元の九州からの船による行幸記事を大和からの車駕による陸路の行幸記事にすり替え、あまり時を置かないうちの三月中に車駕で宮に戻った形に変えたのだ。そして本来は九州王朝の天皇が伊勢の阿胡行宮に到着した日である「五月乙丑朔庚午」を贄を奉ったものへの報償日にすり替えた。

## 2：古田説の精査

### ①中皇命の年代比定の誤り

だがこの伊勢行幸が万葉集冒頭の歌に出てくる「中皇命」のものであり、その出発地は九州であるとの古田さんの断定は首肯できるが、その「中皇命」の時代が七世紀中ごろ舒明期であるとの断定には首肯できない。古田さんがそう断定したのは、「中皇命」の名が出てくる万葉集の第三歌が、舒明天皇のころの歌と題詞に書かれていることを根拠にしているに過ぎない。

しかしこの伊勢行幸に関連した歌である 40～44 の歌の原注が「日本紀」に曰くとして朱鳥六年のこととしているのであるから、この「中皇命」の伊勢行幸は文字通りに九州年号の朱鳥六年のことであったとすべきなのではないだろうか。

朱鳥六年の干支は壬辰。持統六年の干支も壬辰。だからこれは持統六年。

ただし書紀では朱鳥元年が天武の最後の年である十五年のこととしてしまったために、持統六年は朱鳥七年になってしまって一年ずれてしまう。

古田さんはこの「日本紀」を「日本書紀草稿」としているが、文字通りに九州王朝の史書である「日本紀」ではないのか？

古田さんが「日本紀」を「日本書紀草稿」とした論理展開は次のようである。

すなわち、すでに古田さんは万葉集の第三歌の題詞から中皇命の年代を、舒明のころ、すなわち七世紀前半と考えていた。そして書紀持統紀の 31 回にもおよぶ吉野行幸記事も、この七世紀前半の九州王朝天皇が佐賀なる吉野に行幸した記事を、34 年遡って盗用したと判断していたから、中皇命の時代は、七世紀前半と古田さんは断定していた。

したがってこの中皇命の伊勢行幸に関わる万葉集の歌の原注に、この伊勢行幸が朱鳥六年と書かれていても、そして同じくこの中皇命の吉野行幸に柿本人麻呂が供奉して詠った万葉集の歌の原注にも、吉野行幸はみな朱鳥年間であると書かれていても、この朱鳥年間の「日本紀」記事と同じ年次に「日本書紀」持統紀のそれぞれの関係記事が盗用されて入っていることと、「日本紀」には書紀とは異なって九州王朝の年号の朱鳥が記されていることを根拠にして、古田さんは、「日本紀」を「日本書紀草稿」、つまり最初の原稿と判断したのだ。

だが別に明らかにするように、この書紀持統紀の吉野行幸記事が、34 年前の九州王朝天皇中皇命の佐賀なる吉野行幸記事だとの古田さんの断定が間違いであり、さらに万葉集第三の歌には近畿の王舒明は全く関係がなく、この歌は九州王朝天皇中皇命に直接捧げられた歌であることが明らかなので、古田さんが、中皇命の年代を、七世紀の前半としたことも間違いである。

こう考えてくると、古田さんが「日本紀」は「日本書紀草稿」と判断したこと自体が間

違いであったことも明らかになる。

「日本書紀」は九州王朝天皇の事績を持統の事績として盗用する際に、持統の事績と見せかけるために、車駕で大和に戻ったように「乙酉、車駕還宮。」を挿入して偽装し、さらに本来の伊勢到着日であったはずの五月六日を、にえを奉った紀伊の者たちに褒賞を与えた記事に改変して盗用した。ただし行幸の年次はそのまま。と言うべきである。

中皇命の年代は、持統と同じく朱鳥年間なのである。

## ②伊勢行幸の目的

だが、古田さん九州王朝天子・中皇命の吉野行幸を、唐との戦いを控えて最大の同盟国である吉備を訪ねるとともに、さらに足を延ばして祖霊の社のある伊勢を訪問したとされたが、この九州王朝の天子・中皇命の伊勢行幸の真の目的は、持統のいる難波宮もしくは飛鳥岡本宮に遷宮し、やがて作られる藤原京への遷都に備えたものだったのではないだろうか。

その証拠は、六年の伊勢行幸の後にはしばしば吉野行幸記事があり、藤原宮地行幸も出てくるからだ。そしてこれらの記事は皆主語が省略されているので、九州王朝の天皇の行動だと判断できる。

したがって九州王朝の天皇は、伊勢行幸を済ませた後九州に戻ったのではなくて、持統の居る都、それは天武が造った難波宮か、もしくは飛鳥岡本の宮に遷ったのではないだろうか。

天皇が（持統も）藤原宮に遷ったのは「持統八年十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。」である。

すなわち持統六年・朱鳥六年の九州王朝天皇の伊勢行幸の目的は、列島統合の力を失って近畿天皇家の傀儡となるべく大和周辺の宮に遷り、やがて近畿天皇家によって造営される自身の都である藤原京へ遷るための旅であり、その前に祖霊の社のある伊勢に参ったというのが実情であったと思われる。

そして付言すれば、中皇命が旅立った九州の都は太宰府ではなく、朱鳥元年に新たに完成した飛鳥浄御原宮であったと思われる。

## まとめ：

上城さんのご指摘によって、書紀持統紀に九州王朝の天皇の事績を記した史書「日本紀」の記事が盗用されていることが明白になった。ただし古田さんが考えたように時代を移してはいない。ほぼ同時代だ。そして書紀編者は盗用された九州王朝天皇の行動をそれとわかるように主語を省略した形で記述し、持統の行動は天皇と主語を明記して、後世の炯眼の人にはわかるように記述していることも確かであることも証明された。

持統の伊勢行幸記事は、「日本書紀」が九州王朝の史書「日本紀」から数多くの記事を盗用して、それが近畿天皇家の事績であったかのように偽装したものであったことを史料をもって証明できる、数少ない例であったのだ。

(2017年9月6日)